

薬生発 0530 第 1 号
令和元年 5 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件」(令和元年厚生労働省告示第 20 号)が別添のとおり告示され、令和元年 6 月 1 日から適用されることとなったため、貴管下関係業者に対して周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の配慮をお願いいたします。

記

1 告示の趣旨及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 11 号)第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき都道府県知事が製造販売の承認を行う医薬品のうち、ビタミン主薬製剤及び胃腸薬について、次のとおり改正したこと。

- (1) ビタミン主薬製剤の効能及び効果の表現を改める。
- (2) ビタミン主薬製剤の有効成分としてメコバラミン、ヘプロニカート、コウジン、トウキ及びボウイを加える。
- (3) 胃腸薬の有効成分クレオソートの名称及び分類を改める。
- (4) その他有効成分名等について、日本薬局方の改正等に伴い所要の規定の整備を行う。

2 留意事項

今回の改正を踏まえたビタミン主薬製剤及び胃腸薬の承認申請の取扱い上の留意点等については、別途通知する。





改 正 後			改 正 前		
			(傍線部分は改正部分)		
ビタミン主薬製剤			ビタミン主薬製剤		
<p>ビタミンの有効性が期待される症状又はその補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、舐剤、錠剤、ゼリー状ドロップ剤(有効成分にベクチン、白糖などを加え、ゼリー状の一定の形状に製したもので、口中でそしやくして用いる製剤をいう)又は経口液剤の剤形のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く)をいう。</p>			<p>ビタミンの有効性が期待される症状又はその補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、舐剤、錠剤、ゼリー状ドロップ剤(有効成分にベクチン、白糖などを加え、ゼリー状の一定の形状に製したもので、口中でそしやくして用いる製剤をいう)又は内用液剤の剤型のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く)をいう。</p>		
2 有効成分の配合割合			2 有効成分の配合割合		
<p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 別表第九のI、IX又はXのQ項、S項若しくはW項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。</p> <p>(4) (5) (略)</p> <p>(6) 別表第九のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の(3)において「ビタミンD主薬製剤」という)には、同表のIのB項、IVからVIIまで、IX、XのP項からU項まで、W項若しくはX項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。</p> <p>(7) 別表第九のIIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の(4)において「ビタミンE主薬製剤」という)には、同表のI、II、VのG項、VIIのK</p>			<p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 別表第九のI、IX又はXのR項若しくはV项に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。</p> <p>(4) (5) (略)</p> <p>(6) 別表第九のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の(3)において「ビタミンD主薬製剤」という)には、同表のIのB項、IVからVIIまで、V项若しくはA,B項からAD項までに掲げる有効成分を配合してはならない。</p> <p>(7) 別表第九のIIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の(4)において「ビタミンE主薬製剤」という)には、同表のI、II、VのG項、VIIのN</p>		

- (8) 別表第九のIVに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の(5)において「ビタミンB₁主薬製剤」という)には、同表のI、II、VII、IXのO項、XのR項からT項まで、V项若しくはW項又はXIのZ項からAC項までに掲げる有効成分を配合してはならない。
- (9) 別表第九のVに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の(6)において「ビタミンB₂主薬製剤」という)には、同表のI、II、VII、IXのN項、XのP項からS項まで、U項若しくはV項又はXIのY項若しくはZ項に掲げる有効成分を配合してはならない。
- (10) 別表第九のVIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の(7)において「ビタミンB₃主薬製剤」という)には、同表のIからIIIまで、VII、XのP項、Q項、V项若しくはX項又はXIのY項又はZ項若しくはAB項からAD項までに掲げる有効成分を配合してはならない。
- (11) 別表第九のVIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(3の(2)及び4の(8)において「ビタミンC主薬製剤」という)には、同表のI、II、IV、V、XのP項若しくはX項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
- (12) 別表第九のIのA項及びIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の(9)において「ビタミンAD主薬製剤」という)には、同表のIのB項、VからVIIまで、XのP項からR項まで、U項、V项若しくはX項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
- (13) 別表第九のIIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の(4)において「ビタミンE主薬製剤」という)には、同表のIからIVまで、VII、VIIIまで、IX、XのP項からT項まで、V项若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
- (14) 別表第九のV及びVIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の(9)において「ビタミンB₆主薬製剤」という)には、同表のIからIVまで、VII、VIIIまで、IX、XのO項からT項まで、V项若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
- (15) 別表第九のV及びVIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の(10)において「ビタミンB₂B₆主薬製剤」という)には、同表のIからIVまで、VII、VIIIまで、IX、XのO項からT項まで、V项若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
- (16) 別表第九のV及びVIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の(11)において「ビタミンB₂B₆B₁₂主薬製剤」という)には、同表のIからIVまで、VII、VIIIまで、IX、XのO項からT項まで、V项若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(14) 別表第九のIII及びIVに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4）において「ビタミンEC主薬製剤」というには、同表のI、II、IV、VのG項、VII、IXのO項、XのP項、Q項若しくはS項からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
(15) 別表第九のIV、VI及びVIIのJ項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するものは、同表のI、II、V、VII、IXのO項、XのP項、R項からT項まで若しくはV項からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
(16) 別表第九のIVのF項のフルスルチアミン塩酸塩及びVI及びVIIのK項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するものには、同表のI、II、V又はVIIからXIまでに掲げる有効成分を配合してはならない。
(17) 別表第九のXIのZ項及びAB項に掲げる有効成分は、互いに配合してはならない。
(3) (5) (略)

(14) 別表第九のIII及びIVに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4）において「ビタミンB ₁ B ₂ 主薬剤」というには、同表のI、II、V、VII、IXのN項、XのO項からS項まで若しくはU項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
(15) 別表第九のIV、VI及びVIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4）において「ビタミンB ₁ B ₂ 主薬剤」というには、同表のI、II、V、VII、IXのN項、XのO項からS項まで若しくはU項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
(16) 別表第九のIVのF項のフルスルチアミン塩酸塩を配合する場合、一日分量は100mgとする。
(17) 別表第九のIVのK項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4）において「ビタミンB ₁ B ₂ 主薬剤」というには、同表のI、II、V、VII、IXのN項、XのO項からS項まで若しくはU項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
(3) (5) (略)

(1) 别表第九のIのA項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するものの效能及び効果は、次に掲げる範囲とする。 ア 目の乾燥感の緩和 イ 夜盲症（とり目、暗所での見えにくさ）
(2) 別表第九のIのB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するものの效能及び効果は、次に掲げる範囲とする。 ア 目の乾燥感の緩和 イ 夜盲症（とり目）
(3) (略)
(4) ビタミンE主薬製剤の效能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアからウまでについて、「ただし、これららの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものであること。 ア 更年期における肩・首すじのこり、冷え、手足のしびれ又はのぼせ・ほてりの緩和
(5) (略)

(1) 别表第九に掲げる有効成分を必須の成分以外の成分として配合する場合の一日前最大分量及び一日最小分量は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の乙の一日最大分量欄及び一日最小分量欄に掲げる量とする。ただし、ビタミンC主薬製剤に同表のXのS項のレーシステインを必須の成分以外の成分として配合する場合、一日最大分量は二四〇mgとする。
(2) 別表第九に掲げる有効成分を必須の成分以外の成分として配合する場合の一日前最大分量及び一日最小分量は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の乙の一日最大分量欄及び一日最小分量欄に掲げる量とする。
(3) (略)
(4) ビタミンE主薬製剤の效能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアからウまでについて、「ただし、これららの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものであること。 ア 更年期における肩・首すじのこり、冷え、手足のしびれ又はのぼせ・ほてりの緩和
(5) (略)

(5)

ビタミンB₁主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであり、ペプロニカートを配合する場合における次のウについては、「妊娠・授乳期又は病中病後の体力低下時」を「又は病中病後の体力低下時」と読み替えたものであること。

ア 神経痛、筋肉痛・関節痛（肩・腰・肘・膝痛、肩こり、五十肩など）、手足のしびれ、便秘又は眼精疲労（慢性的な目の疲れ及びそれに伴う目のかすみ・目の奥の痛み）の緩和

ウ 内体疲労時、妊娠・授乳期又は病中病後の体力低下時のビタミンB₁の補給は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについて、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 神経痛、筋肉痛・関節痛（腰痛、肩こり、五十肩など）、手足のしびれ、便秘又は眼精疲労の緩和

(6)

ビタミンB₂主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについて、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎（唇の両端の腫れ・ひび割れ）、口唇炎（唇の腫れ・ひび割れ）、口内炎（舌の炎症、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ、赤ら顔に伴う顔のほてり、目の充血又は目のかゆみの緩和）

(7)

ビタミンB₂主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについて、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ、赤ら顔、目の充血又は目のかゆみの緩和

(8)

ビタミンC主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらの症状について、一カ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 齒ぐきからの出血又は鼻出血の場合の出血予防

(9)

ビタミンA D主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについて、「ただし、これらの症状について、一カ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 齒ぐきからの出血又は鼻出血の場合の出血予防

(10)

ビタミンB₂B₆主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについて、「ただし、これらの症状について、一カ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ、赤ら顔、目の充血又は目のかゆみの緩和

(11)

ビタミンEC主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについて、「ただし、これらの症状について、一カ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ又は手足のしびれの緩和

(12)

ビタミンE C主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアからウまでについては、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師、薬剤師又は歯科医師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ又は手足のしびれの緩和

(13)

ビタミンE C主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアからウまでについては、「ただし、これらの症状について、一カ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師、薬剤師又は歯科医師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ又は手足のしびれの緩和

(14)

ビタミンE C主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアからウまでについては、「ただし、これらの症状について、一カ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師、薬剤師又は歯科医師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ又は手足のしびれの緩和

(15)

ビタミンE C主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアからウまでについては、「ただし、これらの症状について、一カ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師、薬剤師又は歯科医師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ又は手足のしびれの緩和

ウ 齒ぐきからの出血又は鼻血の場合

出血予防

工 (略)

ヴ 齒ぐきからの出血又は鼻出血の場合

出血予防

工 (略)

(12) 別表第九のIV、VI及びVに掲げる有効成分を必須の成分として配合するものの効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについて、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものであり、ヘプロニカートを配合する場合における次のイについては、「妊娠・授乳期又は病中・病後の体力低下時」を「又は病中・病後の体力低下時」と読み替えたものであること。

ア 神経痛・筋肉痛・関節痛(肩・腰・肘・膝痛、肩こり、五十肩など)、手足のしびれ又は眼精疲労(慢性的な目の疲れ及びそれに伴う目のかすみ・目の奥の痛み)の緩和

イ 肉体疲労時、妊娠・授乳期又は病中・病後の体力低下時のビタミンB₁、B₆、B₁₂の補給

胃腸薬

胃腸疾患の症状に用いることを目的として調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、錠剤又は経口液剤の剤形のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの、漢方薬、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を除く)をいう。

2 1 (1) 有効成分の配合割合
(略)

(2) 別表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのQ項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(3) (略)

ウ 齒ぐきからの出血又は鼻出血の場合

出血予防

工 (略)

(12) ビタミンB₁、B₆、B₁₂主蒸製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものであること。

ア 神経痛・筋肉痛・関節痛(腰痛、肩こり、五十肩など)、手足のしびれ又は眼精疲労の緩和

イ 肉体疲労時、妊娠・授乳期又は病中・病後の体力低下時のビタミンB₁、B₆、B₁₂の補給

胃腸薬

胃腸疾患の症状に用いることを目的として調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、錠剤又は内用液剤の剤形のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの、漢方薬、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を除く)をい

2 1 (1) 有効成分の配合割合
(略)

(2) 别表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのN項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(3) (略)

ウ 齒ぐきからの出血又は鼻出血の場合

出血予防

工 (略)

(4) 別表第十五のIIのD項又はG項に掲げる有効成分を配合するものには、同表のVIのR項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(5) (略)
別表第十五のVIのR項又はVのU項若しくはV項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(6) (略)
別表第十五のVのU項に掲げる有効成分を配合するものには、カノゾウを配合してはならない。

(7) (略)
別表第十五のVのU項に掲げる有効成分を配合するものには、カノゾウを配合してはならない。

3 (1) 有効成分の分量
(略)

(2) 各有効成分(別表第十五のVのX項に掲げる有効成分を除く)の一回最大分量は、同表の有効成分名欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の三分の一の量とする。

(3) (略)

3 (1) 有効成分の分量
(略)

(2) 各有効成分(別表第十五のVのU項に掲げる有効成分を除く)の一回最大分量は、同表の有効成分名欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の三分の一の量とする。

(3) (略)

3 (1) 有効成分の分量
(略)

(9) 別表第十五のVのN項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。
(10) 別表第十五のVのO項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。
別表第九及び別表第十五を次のように改める。 (略)

4 (7) (新設) (略)

III			II		I			区分
D項			C項		B項	A項	有効成分名	
コハク酸 d-α-トコフ	コハク酸 d-α-トコフ	H	コレカルシフェロール	エルゴカルシフェロール	肝油	ビタミンA油	ビタミンA油	甲
コハク酸 dl-α-トコフ	コハク酸 dl-α-トコフ	H	コレカルシフェロール	エルゴカルシフェロール	肝油	レチノール酢酸エステル	レチノール酢酸エステル	乙
(100 mg)	(100 mg)	(100 mg)	(100 mg)	(100 mg)	(100 mg)	(100 mg)	(100 mg)	量一日最大分
(100 mg)	(100 mg)	(100 mg)	(100 mg)	(100 mg)	(100 mg)	(100 mg)	(100 mg)	量一日最小分
(50 mg)	(50 mg)	(50 mg)	(50 mg)	(50 mg)	(50 mg)	(50 mg)	(50 mg)	量一日最大分
(50 mg)	(50 mg)	(50 mg)	(50 mg)	(50 mg)	(50 mg)	(50 mg)	(50 mg)	量一日最小分
100 mg	100 mg	100 mg	100 mg	100 mg	100 mg	100 mg	100 mg	量一日最大分
10 mg	10 mg	10 mg	10 mg	10 mg	10 mg	10 mg	10 mg	量一日最小分

IX		VII		VI		V		IV		E項	
M項	L項	K項	J項	I項	H項	G項	F項				
ニコチン酸アミド	アスコルビン酸	メコバラミン	塩酸ヒドロキソコバラミン	リボフラビン	リボフラビン	オクトチアミン	チアミン塩化物塩酸塩	三〇 mg	(一〇 mg)	三〇 mg	(一〇 mg)
ニコチン酸アミド	アスコルビン酸カルシウム	ヒドロキソコバラミン酢酸塩	ヒドロキソコバラミン	ナトリウム	ナトリウム	セトチアミン塩酸塩水和物	チアミンジスルファイト硝化物	三〇 mg	(一〇 mg)	三〇 mg	(一〇 mg)
		二五〇〇 μg	二五〇〇 μg	二五〇〇 μg	二五〇〇 μg	二五〇〇 μg	二五〇〇 μg	一〇〇 mg	(一〇 mg)	一〇〇 mg	(一〇 mg)
		五〇〇〇 μg	五〇〇〇 μg	六〇〇〇 μg	六〇〇〇 μg	六〇〇〇 μg	六〇〇〇 μg	五 mg	(一 mg)	五 mg	(一 mg)
六〇 mg	五〇〇〇 mg	六〇 μg	六〇〇〇 μg	六〇〇〇 μg	六〇〇〇 μg	五〇 mg	二二 mg	二二 mg	二二 mg	二二 mg	二二 mg
一一 mg	五〇〇〇 mg	六〇 μg	一一一 μg	一一一 μg	一一一 μg	五 mg	二 mg	二 mg	二 mg	二 mg	二 mg

XI				X												N項
項A B	項A A	Z項	Y項	X項	W項	V項	U項	S項	R項	Q項	P項	O項	N項			
コウジン	ヨクイニン	ニンジン	シガーダイサン(オキソアミン)	グルクロノラクトン	グリセロリン酸カルシウム	グルコン酸カルシウム水和物	ガムマオリザノール	オロチニン酸	ウルソデオキシコール酸	イノシトールヘキサニコチン 酸エステル	アスパラギン酸カリウム・マ グネシウム等量混合物	ビオチン	パンテノール バントテン酸カルシウム バントテン酸ナトリウム			
合エキスの場 合エキスの場 合エキスの場	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	二〇〇mg	九〇〇mg	一〇〇〇mg	一〇〇〇mg	一〇〇〇mg	六〇mg	一〇〇mg	四〇〇mg	五〇〇μg	三〇mg			
g合エキスの場 g合エキスの場 g合エキスの場	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	二〇〇mg	一八〇mg	二〇〇mg	二〇〇mg	三〇〇mg	五mg	六〇mg	一〇〇mg	一〇μg	五mg			

別表第十五

I A項	区分	有効成分名	一日最大分量(g)
ウソクコツ 乾燥水酸化アルミニウムゲル グリシン			三・〇
ケイ酸マグネシウム 合成ケイ酸アルミニウム			三・〇
酸化マグネシウム ジヒドロキシアルミニウムアミノアセタート			一・〇
四・〇	一・〇	一・〇	一・〇
三・〇	一・〇	一・〇	一・〇

(注) 括弧内の量は、一回最大分量又は一回最小分量である。

3 2 1 エキスの場合の量は、原生葉に換算した量である。

4 IIに掲げる有効成分の一回最大分量及び一日最小分量は、ビタミンDに換算した量である。

3 Iに掲げる有効成分の一回最大分量及び一日最小分量は、ビタミンAに換算した量である。

5 トコフェロールコハク酸エステルカルシウムの一回最大分量、一日最小分量、一回最大分量及び一回最小分量は、コハク酸dl-α-トコフェロールに換算した量である。

6 チアミンジスルフィド硝化物の一回最大分量、一日最小分量、一回最大分量及び一回最小分量は、チアミンジスルフィドに換算した量である。

7 チアミンジセチル硫酸エステル塩の一回最大分量、一日最小分量、一回最大分量及び一回最小分量は、チアミン硝化物又はチアミン塩化物塩酸塩に換算した量である。

8 セトチアミン塩酸塩水和物、ビスベンチアミン及びベンフオチアミンの一回最大分量及び一日最小分量は、チアミン塩化物塩酸塩に換算した量である。

9 フルスルチアミンの一回最大分量及び一日最小分量は、フルスルチアミンに換算した量である。

10 フラビンアデニジヌクレオチドに換算した量である。

11 リボフラビンリノ酸エステルナトリウムの一回最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換算した量である。

12 塩酸ヒドロキソコバラミン及びヒドロキソコバラミン酢酸塩の一回最大分量及び一日最小分量は、ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

13 アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一回最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。

14 XのV項に掲げる有効成分の一回最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。

項A D	項A C	トウキ
ボウイ		
合エキスの場 g合エキスの場	g合エキスの場 g合エキスの場	g合エキスの場 g合エキスの場
合エキスの場 g合エキスの場	合エキスの場 g合エキスの場	合エキスの場 g合エキスの場

ソウジュツ	エキスの場合	五・〇
ソヨウ	エキスの場合	二・〇
ダイオウ	粉末の場合	一・〇
ダイウイキヨウ	エキスの場合	三・〇
チクセツニンジン	粉末の場合	一・〇
チヨウジ	エキスの場合	六・〇
チヨウジ油	粉末の場合	〇・一
チンピ	エキスの場合	三・〇
トウヒ油	エキスの場合	二・〇
ニガキ	粉末の場合	五・〇
ニクズク	エキスの場合	五・〇
ニンジン	粉末の場合	三・〇
ハツカ (セイヨウハツカを含む)	エキスの場合	五・〇
ハツカ油	粉末の場合	三・〇
ヒハツ	エキスの場合	五・〇
ビヤクジユツ	粉末の場合	三・〇
ホツブ	エキスの場合	一・〇
リーメントール	粉末の場合	六・〇
モツコウ	エキスの場合	三・〇
ヤクチ	粉末の場合	一・〇
リヨウキヨウ	エキスの場合	一・〇
レモン油	エキスの場合	一・〇

V			IV			III			II			I			E		
M項	L項	K項		J項	H項	G項	F項	E項	D項								
タニン酸	タンニン酸ベルベリン ベルベリン塩化物水和物	アクリノール水和物 グアヤコール サリチル酸エニル 炭酸グアヤコール	ゲンノショウコ ケツメイシ	アカメガシワ アセナヤク ウバイ	乾燥酵母	カルニチン塩酸物 ベタネコール塩化物	塩酸ベタイン グルタミン酸塩酸塩	トウガラシ サンショウ	コシヨウ	ホミカエキス							
次硝酸ビスマス	次サリチル酸ビスマス	次炭酸ビスマス	次没食子酸ビスマス	○・三	○・三	○・六	○・六	○・五	○・八	○・六	○・六	○・五	○・五	○・四	○・一	○・三	○・二

VI	R項	Q項	P項	O項	N項	
	塩酸オキシフエンサイクリミン ジサイクロミン塩酸塩 臭化メチルアトロビン 臭化メチルスコボラミン 臭化メチルヒヨステアミン スコボラミン臭化水素酸塩水和物 メチキセン塩酸塩 ペラドンナエキス メチルオクタトロビン臭化物 メチルペナクチジウム臭化物 ヨウ化イソプロバミド	アセンヤク ウバイ ゲンノシヨウコ サンザシ	ゴバイシ センブリ 木クレオソート ヨウバイヒ	オウバク クジン オウバク	沈降炭酸カルシウム 乳酸カルシウム水和物 リン酸水素カルシウム水和物 薬用炭	天然ケイ酸アルミニウム ヒドロキシナフトエ酸アルミニウム ベクチン カオリイン
○・○・七五	○・○・三三	○・○・三三	○・○・三三	○・○・三〇	一〇・〇	
○・○・三三	○・○・六	○・○・三三	○・○・三三	○・○・九	二・〇	
○・○・三三	○・○・八七五	○・○・三三	○・○・三三	○・○・六	四・〇	
○・○・三三	○・○・七五	○・○・三三	○・○・三三	○・○・九	○・六	
○・○・三三	○・○・六	○・○・三三	○・○・三三	○・○・六	○・六	
○・○・三三	○・○・三三	○・○・三三	○・○・三三	○・○・九	○・〇〇一	

VII	X項	W項	V項	U項	T項	S項	
(注) 3 2 1 水酸化アルミニウムゲルの一日最大分量は、酸化アルミニウムに換算した量である。 エキスの場合の量は、原生葉に換算した量である。 グリチルリチン酸及びその塩類並びにカントウ抽出物の一日最大分量は、グリチルリチ	ビタミンB ₁ 及びその誘導体並びにそれらの塩類 ビタミンB ₂ 及びその誘導体並びにそれらの塩類 ビタミンB ₆ 及びその誘導体並びにそれらの塩類 ビタミンC及びその誘導体並びにそれらの塩類	ジメチルポリシリコサン	バントン酸カルシウム ビタミンB ₁ 及びその誘導体並びにそれらの塩類 ビタミンB ₂ 及びその誘導体並びにそれらの塩類 ビタミンB ₆ 及びその誘導体並びにそれらの塩類 ビタミンC及びその誘導体並びにそれらの塩類	銅クロロフィリンナトリウム 銅クロロフィリンカリウム	レーグルタミン L-ヒスチジン塩酸塩水和物 メチルメチオニンスルホニウムクロライド グリチルリチン酸及びその塩類並びにカントウ抽出物	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物 アルジオキサ エンゴサク カンゾウ シヤクヤク ババベリン塩酸塩	ヨウ化ジフェニルビペリジノメチルジオキソラン ロートエキス ロート根経アルカリドクエン酸塩 アミノ安息香酸工チル エンゴサク カンゾウ コウボク カントウ シヤクヤク ババベリン塩酸塩